2　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
①　子　会　社　　法第11条第５項に規定する子会社をいう。
②　子 会 社 等　　法第11条第４項に規定する子会社等をいう。
③　子 法 人 等　　法第29条第２項に規定する子法人等をいう。
④　関 連 法 人 等　　規則第18条第３項に規定する関連法人等をいう。
3　法人の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
4　この様式に掲げる項目のうち該当しないものがあるときは、その表示を省略することができる。
5　この様式中「第３　貸借対照表」及び「第４　損益計算書」に注記すべき事項は、「第４　損益計算書」の次に一括して記載することができる。

第１　事業報告書

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

1　共済団体の現況に関する事項
⑴　事業の経過及び成果等
（記載上の注意）
1　共済団体の主要な共済事業の内容、当該事業年度における共済事業の経過及び成果を記載すること。
2　共済団体が対処すべき課題を記載すること。
⑵　事務所及び共済代理店の数
（記載上の注意）
当該事業年度末における事務所（共済事業に係る業務を行うものに限る。）及び共済代理店（法第28条に規定する共済代理店をいう。）の数を記載すること。
⑶　使用人の数
（記載上の注意）
当該事業年度末における使用人の数を記載すること。
⑷　子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	共済団体が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	

（記載上の注意）
1　子会社等のうち重要なものについて記載すること。
2　重要な業務提携の概況を「その他」欄に付記すること。
⑸　その他共済団体の現況に関する重要な事項
（記載上の注意）
その他共済団体の現況に関する重要な事項を記載すること。

2　理事及び監事に関する事項

（事業年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	兼職法人等名	そ　の　他

（記載上の注意）
1　直前の定時社員総会又は評議員会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（２を除く。）。
2　辞任した理事若しくは監事又は解任された理事若しくは監事があるときは、「その他」欄に次に掲げる事項を記載すること（当該事業年度より前の事業年度に係る事業報告書の内容としたものを除く。）。
①　辞任した旨又は解任された旨
②　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第１項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第１項）の意見があるときは、その意見の内容
③　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第２項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第２項）の理由があるときはその理由
3　兼職をしている理事及び監事については、兼職先の法人等の名称を「兼職法人等名」欄に記載すること。この場合において、当該兼職先の法人等が金融業を行う場合には、その旨を「その他」欄に併せて記載すること。
4　監事については、当該監事が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」欄に記載すること。
5　その他理事及び監事に関する重要な事項を欄外に記載すること。

3　会計監査人に関する事項

（単位：千円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他

（記載上の注意）
1　会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該共済団体の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の４第２項に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。
2　報酬等とは、報酬その他の職務遂行の利益として受ける財産上の利益をいう。
3　以下の事項を「その他」欄に記載すること。
①　会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務をいう。）の内容
②　会計監査人が過去２年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（共済団体が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）
③　会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項